

都市計画法第34条第11号の 区域指定に係る公告縦覧について

福島県では、福島県都市計画法施行条例(平成11年福島県条例第76号)第3条第1項の規定により次の1に掲げる土地の区域を都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の条例で指定する土地の区域として指定する予定であるため、その指定する案を次のとおり縦覧に供します。

1 土地の区域

伊達郡桑折町大字成田字小峯、字小峯前、字堰上、字堰下、字引地、字下宿、字円久寺、字坊ノ内、大字松原字橋本、字千苺田の各一部

2 縦覧場所

- (1) 福島県土木部都市計画課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁本庁舎4階

電話：024(521)7508 Fax024(521)7956／Eメール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 福島県県北建設事務所総務部行政課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁北庁舎6階

電話：024(521)2498 Fax024(521)2849／Eメール：kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp

- (3) 桑折町建設水道課都市整備係

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7

電話：024(582)2124 Fax 024(582)2479／Eメール：kensetsu@town.koori.lg.jp

3 縦覧期間

令和8年7月13日(月)から令和8年7月27日(月)まで

4 意見書の提出

土地の区域を指定する案について、1に掲げる土地の区域に住所を有する者その他利害関係人は、住所、氏名及び意見を記した意見書を2に掲げる機関を経由して、3に掲げる縦覧期間内に知事に提出(7月27日(月)必着)することができます。

5 意見書の提出方法

持参、郵送、FAX及びEメールにより提出願います。ただし、電話による意見書の提出は受付ません。

6 問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁本庁舎4階

福島県土木部都市計画課 電話：024(521)7508(直通) Fax024(521)7956

Eメール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp